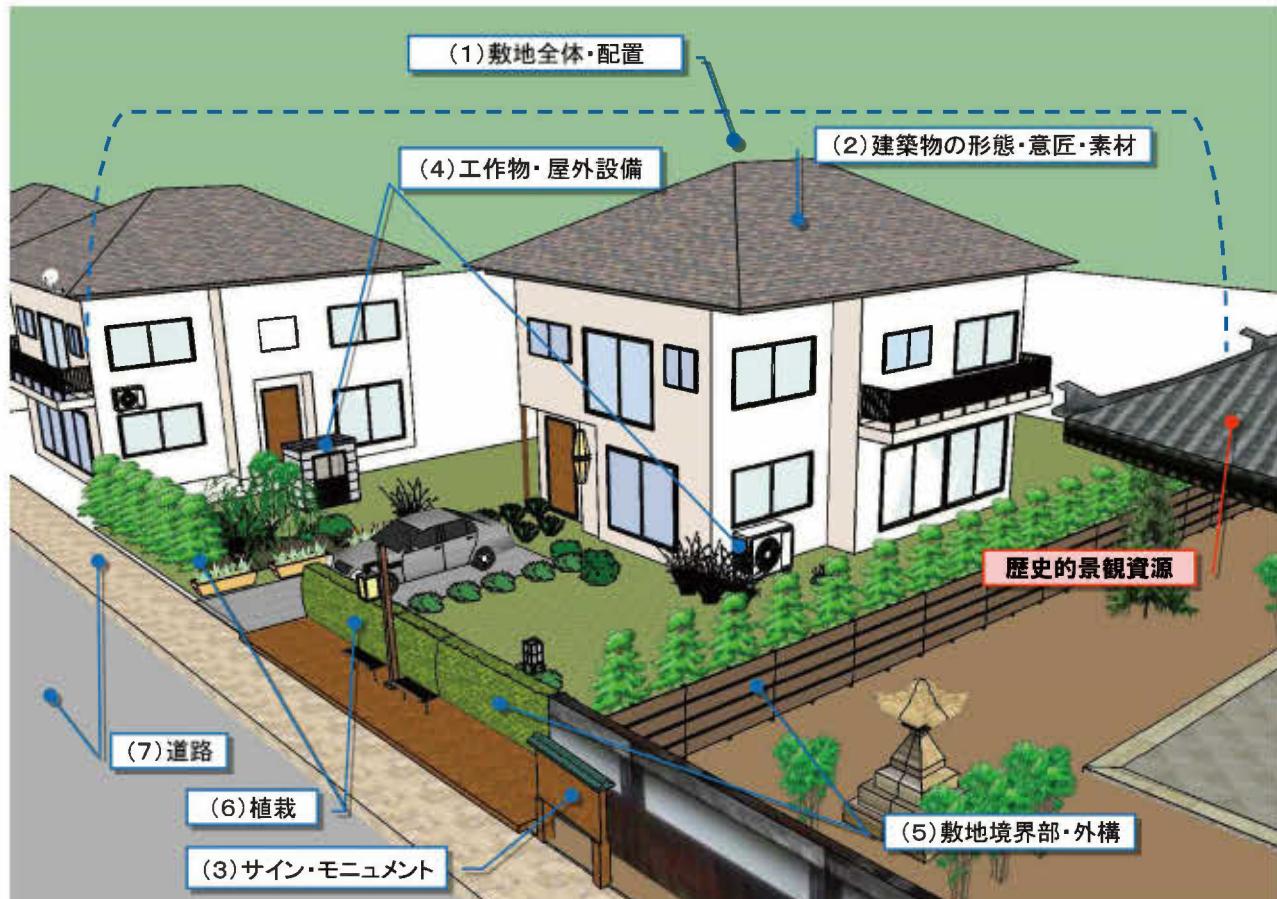


6-1 対象範囲A、B、C-1の配慮事項

対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的景観資源から幅 10mの範囲及び歴史的景観資源が面する道路沿いで歴史的景観資源から 30m、道路端から幅 10mの範囲にかかる建築物・工作物・外構・道路等（対象範囲 A） 線的に連続する歴史的景観資源の端から幅 10mの範囲にかかる建築物・工作物・外構・道路等（対象範囲 B） 歴史的景観資源の敷地端から幅 10mの範囲にかかる建築物・工作物・外構・道路等（対象範囲 C – 1）
重視する 景観の性質	<ul style="list-style-type: none"> 外部から見た歴史的景観資源の「ランドマーク性」（対象範囲 A） 歴史的景観資源と周辺のまち並みの「調和」（対象範囲 A、B、C – 1） 歴史的景観資源の敷地の中の「歴史的空間性」（対象範囲 C – 1）
歴史的景観資源 の分類	<ul style="list-style-type: none"> 「点」的資源タイプ 「線」的資源タイプ 「面」的資源タイプ

■配慮項目説明図



6-1-(1) 敷地全体・配置

分類			デザイン指針
点	線	面	
●	●	●	□ 宅地造成等に際して切土のり面や盛土のり面が発生する場合には、歴史的景観資源周辺の景観・環境を阻害しないように、地形改変の印象を抑えるような工夫をするよう努める（のり面規模の縮小化、のり面の緑化、周辺地形に馴染んだのり面形状とする等）。
●	-	-	□ 「点」的資源タイプは、外部からみた場合の「シンボル性」等が特に重要であるため、周辺の道路や公園等の公共空間から当該資源を眺めた際に、当該資源への視線ができるかぎり確保できるように、建築物等の配置を工夫するよう努める。
			 <p>古墳と樹木が道路から見通せるように 建物配置を工夫した例 (西府文化センター)</p>
●	-	-	□ 「点」的資源タイプでは、外部からみた場合の「シンボル性」等が特に重要であるため、歴史的景観資源に面して建築物や工作物（柵、塀等）を設置する場合には、近接しすぎて圧迫感をもたらさないように、敷地境界からゆとりをもって配置するよう努める。
			 <p>景観配慮イメージ</p>

6-1-(2) 建築物の形態・意匠・素材

分類			デザイン指針
点	線	面	
-	-	●	□ 「面」的資源タイプでは、歴史的景観資源及びその敷地内から外部への眺望景観が重要となるため、周辺の建築物、工作物については、歴史的景観資源及びその敷地内からの眺望を阻害しないように、高さを抑えるよう努める。
			 <p>歴史的景観資源の敷地内から外部への眺望が確保されている例 (左: 武藏府中熊野神社古墳 右: 大國魂神社)</p>

分類			デザイン指針
点	線	面	
-	●	-	<p>□ 「線」的資源タイプは、まち並みの連続性を確保し、周囲と調和のとれた景観形成を図ることが重要となるため、建築物の高さを隣接する建物と揃える等、秩序あるまち並みの形成に努める。</p>
			 <p>街道沿いの建築物の高さが揃っていることで、まち並みの連続性が確保されている例（紅葉丘）</p>
●	●	●	<p>□ 蔵等の古い建築物がある場合は、保全や活用を図るよう努める。</p>
			 <p>古い建築物が活用されている例 （宮西町）</p> <p>古い建築物が活用されている例 （宮西町）</p>
●	●	●	<p>□ 歴史的景観資源周辺の景観的風情、環境の保全、向上に配慮して、建築物の形態・意匠は過度な装飾は避け、歴史的風情、環境と調和した落ちついた形態・意匠とするよう努める。</p>
			 <p>歴史的風情、環境と調和した建築物の例 （紅葉丘）</p>
●	●	●	<p>□ 歴史的景観資源周辺の景観的風情、環境の保全、向上に配慮して、建築物の屋根や外壁には、時間の経過により風格が生まれる自然素材（木材、石材等）を用いるよう努める。</p>
			 <p>歴史的景観資源の周辺の木造住宅の例 （若松町）</p>
●	●	●	<p>□ 歴史的景観資源周辺の景観的風情、環境の保全、向上に配慮して、建築物の屋根や外壁等に光沢素材、反射素材をなるべく用いないことを基本とする。</p>

分類			デザイン指針																										
点	線	面																											
<input type="checkbox"/> 歴史的景観資源周辺の景観的風情、環境の保全、向上に配慮して、建築物外観の色彩については、下表に示す推奨色の範囲内とする。 景観的に目立ちやすい中高層建築物の外壁のうち、歴史的景観資源及びその敷地内から見える部分の色彩については、落ちついた色彩とするよう特に注意する。			<p style="text-align: center;">対象範囲A、B、C-1の建築物外観の色彩の推奨範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>適用部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁基本色</td> <td>0YR～5.0Y</td> <td rowspan="2">4以上8.5未満の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">強調色および アクセント色</td> <td>0R～4.9YR</td> <td rowspan="3">—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR～5.0Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根色（勾配屋根）</td> <td>5.0YR～5.0Y</td> <td rowspan="2">6以下の場合</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※但し、神社・仏閣等は除く</p> <p>外壁基本色：外壁各面の面積の4/5以上に相当する部分の色彩 強調色：外壁に表情をつける場合の色彩で、外壁各面の面積の1/5以下に用いることが可能 アクセント色：強調色の他に外壁にアクセントをつける場合の色彩で、外壁各面の面積1/20以下に用いることが可能（ただし、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の面積の1/5とする必要がある）</p>			適用部位	色相	明度	彩度	外壁基本色	0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下	その他	1以下	強調色および アクセント色	0R～4.9YR	—	4以下	5.0YR～5.0Y	6以下	その他	2以下	屋根色（勾配屋根）	5.0YR～5.0Y	6以下の場合	4以下	その他	2以下
適用部位	色相	明度	彩度																										
外壁基本色	0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下																										
	その他		1以下																										
強調色および アクセント色	0R～4.9YR	—	4以下																										
	5.0YR～5.0Y		6以下																										
	その他		2以下																										
屋根色（勾配屋根）	5.0YR～5.0Y	6以下の場合	4以下																										
	その他		2以下																										
<input type="checkbox"/> 歴史的景観資源及びその敷地内から見える建築物については、長大な壁面とならないように工夫し、壁面が長大なものについては、複数の色彩や素材等による壁面の分節化や壁面緑化等の対策を講じることで、景観的な圧迫感を抑えるよう努める。			 <p>歴史的な堀沿いの建築物の壁面緑化の例 (島根県松江市堀川周辺)</p>																										
-	●	-	<input type="checkbox"/> 「線」的資源タイプは、まち並みの連続性を確保し周囲と調和のとれた景観形成を図ることが重要となるため、建築物の屋根や外壁等の形態・意匠・素材・色彩を沿道の建築物と調和させ、秩序あるまち並みの形成に努める。	 <p>沿道建築物に秩序が感じられ、まち並みの連続性が確保されている例 (朝日町)</p>																									

6-1-(3) サイン・モニュメント

分類			デザイン指針
点	線	面	
●	●	●	<p>□ サイン、案内板、モニュメント等は、過度に派手なデザインは避ける等、歴史的景観資源と調和した質の高いデザインを基本とする。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的景観資源と調和した質の高いサインの例 (左:御嶽塚 右:武蔵府中熊野神社古墳)</p>
●	●	●	<p>□ 案内板や解説板等は集約し、1ヶ所に多種類のものを乱立させないことを基本とする。</p>

6-1-(4) 工作物・屋外設備

分類			デザイン指針
点	線	面	
●	●	●	<p>□ 歴史的景観資源と一緒にとなった資源周辺の良好な景観の保全・形成を図るために、歴史性が感じられる既存の工作物等（石灯ろう等）を保全し、そのまま残せない場合は、敷地内の別の場所への移設や素材の再利用を行うよう努める。</p>  <p style="text-align: center;">敷地内にあった庭石を移設し活用している例 (若松町)</p>
●	●	●	<p>□擁壁等の工作物の規模が大きく目立つ場合には、石材等の自然素材の採用、緑化等により、修景対策を行うよう努める。</p>  <p style="text-align: center;">石積み擁壁が残る道の例 (白糸台)</p>
●	●	●	<p>□ 日除け、テント等は、歴史的景観資源と一緒にとなった資源周辺の良好な景観の保全・形成に配慮した大きさ及び色彩とし、適切な維持管理を行うよう努める。</p>

分類			デザイン指針
点	線	面	
●	●	●	□ 屋外階段や配管設備類、塔屋、屋上設備類等は、建物本体との一体化や目立たない色彩、素材の採用を図る等の対策により、歴史的景観資源及びその周辺の景観と調和を図るよう努める。
●	●	●	□ バルコニーに設置する物干しやエアコン室外機等の屋外設備類は、目立たない色彩の採用や木製カバー等の設置により、歴史的景観資源及びその周辺の景観と調和を図るよう努める。
			 室外機に木製カバーを設置している例 (宮町)
●	●	●	□ 自動販売機、ゴミ置場、物置等の屋外設備や工作物等は、外部から見え難い場所に設置するように努め、やむを得ない場合は建築物との一体化の他、景観に配慮した色彩、木製カバー等の設置又は植栽等により、歴史的景観資源及びその周辺の景観と調和を図る。
			 自動販売機に木製カバーを設置している例 (岐阜県高山市)
●	●	●	□ 屋外広告物については、「府中市景観ガイドライン屋外広告物編」の「景観形成推進地区（緑地系）」に基づく規模、デザインとすることを基本とする。
●	●	●	□ 広告物の掲出ができるかぎり避け、やむを得ない場合は、設置する建物の壁面の大きさや色彩、意匠に加え、周辺のまち並みとの調和に配慮するよう努める。
			  周辺のまち並みと調和した屋外広告物の例 (紅葉丘)

6-1-(5) 敷地境界部・外構

分類			デザイン指針	
点	線	面		
●	●	●	<p>□ 歴史的景観資源と一体となった資源周辺の良好な景観の保全・形成を図るために、歴史性が感じられる既存の石垣、板塀等はできるかぎり保全し、新たに塀・柵等を設ける場合には自然素材の採用や落ちついた色彩の採用により、周辺景観との調和に努める。</p>	 <p>玉石垣が地域のたたずまいをつくっている例 (白糸台)</p>
●	●	●	<p>□ 建築物が道路に面する箇所では、暖簾や提灯、坪庭等により歴史的景観の積極的な演出を行う等、歴史的風情・たたずまいが感じられるような景観づくりに努める。</p>	  <p>道路側に坪庭を設置し、景観演出を図っている例 (紅葉丘)</p> <p>道路側に暖簾を設置し、景観演出を図っている例 (紅葉丘)</p>
-	●	-	<p>□ 「線」的資源タイプは、まち並みの連続性を確保し周囲と調和のとれた景観形成を図ることが重要となる。このため敷地規模の大きい駐車場等については、景観に配慮した塀や柵、生垣で囲う等により、まち並みの連続性を損なわないような対策に努める。</p>	 <p>旧甲州街道側に生垣を配置した駐車場の例 (片町)</p>

6-1-(6) 植栽

分類			デザイン指針	
点	線	面		
●	●	●	<p>□ 歴史的景観資源と一体となった資源周辺の良好な景観の保全・形成を図るために、歴史性が感じられる既存の生垣や敷地内の樹木はできるかぎり保全するよう努める。周辺に生垣が設置されている場合には、できるかぎり生垣を採用するよう努める。</p>	 <p>生垣や敷地内の樹木が景観形成に寄与している例 (若松町)</p>

6-1-(7) 道路

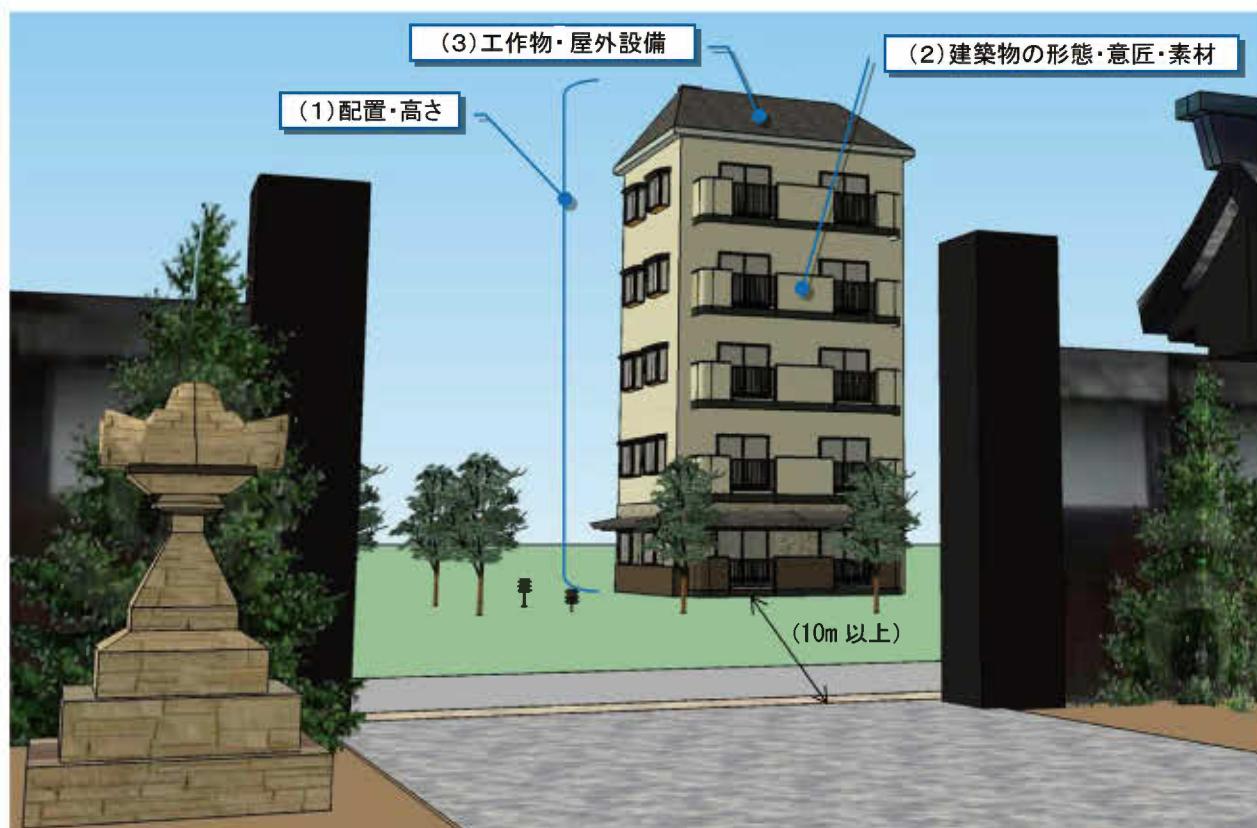
分類			デザイン指針
点	線	面	
●	●	●	<p>□ 歴史的景観資源と一体となった資源周辺の良好な景観の保全・形成を図るために、資源周辺において開発等を行う際には、道路舗装やガードレール、街路灯、信号柱等の道路附属物は、周囲の景観と調和した落ち着きのある色彩を基本とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>歴史性が感じられる落ち着きのある舗装の例 (石川県輪島市)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>歴史的景観に配慮した落ち着きある街路灯の例 (馬場大門のケヤキ並木)</p> </div> </div>
●	●	●	<p>□ 電線類は、歴史的景観、環境の阻害要因になることから、資源周辺において開発等を行う際には、電線類地中化や裏配線、軒下配線等の対策を講じることにより、無電柱化を推進する。無電柱化が難しい場合には、電柱の色彩等を歴史的景観に配慮した目立たない色彩とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>電柱に茶色の塗装を行い、目立ち難くしている例 (幸町)</p> </div>



6-2 対象範囲C-2の配慮事項

対象範囲	・歴史的景観資源から10～100m以内の高さ10m以上の建築物等
視点 (景観を眺める人の位置)	・歴史的景観資源の敷地の中
重視する 景観の性質	・歴史的景観資源の敷地の中の「歴史的空間性」
歴史的景観資源 の分類	・「面」的資源タイプ

■配慮項目説明図



6-2-(1) 配置・高さ

分類			デザイン指針
点	線	面	
-	-	●	<p>□ 「面」的資源タイプは、歴史的景観資源及びその敷地内から外部への眺望景観が重要なため、周辺の建築物、工作物については、歴史的景観資源及びその敷地内からの眺望景観を阻害しないように、できるかぎり高さを抑えるよう努める。</p>   <p>歴史的景観資源の敷地内から外部への眺望が確保されている例 (左: 武藏府中熊野神社古墳 右: 大國魂神社)</p>

6-2-(2) 建築物の形態・意匠・素材

分類			デザイン指針																								
点	線	面																									
-	-	●	<p>□ 歴史的景観資源周辺の景観的風情、環境の保全、向上に配慮して、建築物の屋根や外壁等に光沢素材、反射素材となるべく用いないことを基本とする。</p> <p>□ 歴史的景観資源周辺の景観的風情、環境の保全、向上に配慮して、建築物外観の色彩については、下表に示す推奨色の範囲内とする。 景観的に目立ちやすい中高層建築物の外壁のうち、歴史的景観資源及びその敷地内から見える部分の色彩については、落ちついた色彩とするよう特に注意する。</p> <p>対象範囲C-2の建築物外観の色彩の推奨範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外壁基本色</td> <td>0YR~5.0Y</td> <td>4以上8.5未満の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8.5以上の場合</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以上の場合</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">強調色およびアクセント色</td> <td>0R~4.9YR</td> <td></td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>5.0YR~5.0Y</td> <td></td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※但し、神社・仏閣等は除く</p> <p>外壁基本色：外壁各面の面積の4/5以上に相当する部分の色彩 強調色：外壁に表情をつける場合の色彩で、外壁各面の面積の1/5以下に用いることが可能 アクセント色：強調色の他に外壁にアクセントをつける場合の色彩で、外壁各面の面積1/20以下に用い ることが可能（ただし、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の面積の1/5とする必要がある）</p> <p>□ 歴史的景観資源及びその敷地内から見える建築物については、長大な壁面とならないよう工夫し、壁面が長大なものについては、複数の色彩や素材等による壁面の分節化や壁面緑化等の対策を講じることで、景観的な圧迫感を抑えるよう努める。</p>	適用部位	色相	明度	彩度	外壁基本色	0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下		8.5以上の場合	1.5以下	その他	4以上の場合	1以下	強調色およびアクセント色	0R~4.9YR		4以下	5.0YR~5.0Y		6以下	その他		2以下
適用部位	色相	明度	彩度																								
外壁基本色	0YR~5.0Y	4以上8.5未満の場合	3以下																								
		8.5以上の場合	1.5以下																								
	その他	4以上の場合	1以下																								
強調色およびアクセント色	0R~4.9YR		4以下																								
	5.0YR~5.0Y		6以下																								
	その他		2以下																								

6-2-(3) 工作物・屋外設備

分類			デザイン指針
点	線	面	
-	-	●	<ul style="list-style-type: none">□ 屋外階段や配管設備類、塔屋、屋上設備類等は、建物本体との一体化や目立たない色彩、素材の採用を図る等の対策により、歴史的景観資源及びその周辺の景観と調和を図るよう努める。□ バルコニーに設置する物干しやエアコン室外機等の屋外設備類は、目立たない色彩の採用や木製カバー等の設置により、歴史的景観資源及びその周辺の景観と調和を図るよう努める。□ 屋外広告物については、「府中市景観ガイドライン屋外広告物編」の「景観形成推進地区（緑地系）」に基づく規模、デザインとすることを基本とする。



(参考資料) 主な歴史的景観資源の概要

名称	高安寺(本堂・山門・鐘楼・觀音堂) しょうろう	所在地	片町二丁目4番
(資源概要)	室町幕府の將軍足利尊氏が、戦に倒れた武士たちの冥福を祈って建てさせた寺と言わ れている。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本堂は、享和3年(1803)の木造、寄棟の建物。 ・ 山門は、明治5年(1872)の木造、入母屋の建物。 ・ 鐘楼は、安政5年(1858)の木造の建物。 ・ 觀音堂は、享保6年(1721)の木造の建物。 		
名称	聖將山東郷寺山門	所在地	清水が丘三丁目40番
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海軍元帥・東郷平八郎の別荘跡に、元帥を慕う人々によって建立された東郷寺の山門。 ・ 山門は、昭和15年(1940)築造。戦前の著名な建築家・伊東忠太の設計で、黒澤明監督の「羅生門」「美女と盗賊」のモデルとなったといわれている。 		
名称	高倉塚古墳	所在地	分梅町一丁目11番
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全27基の高倉古墳群の中で、墳丘が現存している数少ない古墳の一つ。 ・ 中世以降は信仰の対象ともなり、手厚く保護されてきた。 		
名称	府中高札場	所在地	宮西町五丁目1番
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸幕府がご法度、掻書、罪状等を一般庶民に通達するために設置した。 ・ 旧甲州街道と府中街道の交差点に位置し、高札場としては規模も大きく非常に珍しい。 		
名称	御嶽塚	所在地	西府町一丁目9番
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紀元6~7世紀頃の築造と考えられる古墳。 ・ 塚の上には御嶽大権現の石祠があり、江戸時代には信仰の対象となっていたと考えら れている。 		
名称	武蔵国分寺参道口跡	所在地	栄町三丁目17番
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ かつての武蔵国分僧寺、武蔵国分尼寺に至る参道口。冠木門の跡である門柱状遺構が ある。 ・ 現在は、万作の木公園の隣接地に参道の道筋跡、門柱跡を示す舗装、木柱が整備され ている。 		
名称	旧甲州街道	所在地	
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸幕府によって整備された五街道の1つ。 ・ 府中市内の街道沿いにはかつて府中宿が置かれ、また現在も街道沿いには大國魂神社 や高安寺、長福寺等の古刹が立地している。 		
名称	人見街道	所在地	
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市と杉並区大宮の大宮八幡宮を結ぶ、古くからの街道。 ・ 人見街道の沿道には屋敷林が残っており、その緑豊かな景観は市選定「府中30景」 となっている。 		

名称	大國魂神社	所在地	宮町三丁目1番
(資源概要)	<p>・創立は景行天皇41年(111)と伝えられ、大化の革新後は、武藏国内の著名な六か所の神社も合わせて祀るようになり、「武藏總社六所宮」<small>むさしそうしゃろくしょくう</small>と呼ばれるようになったと伝えられている。本殿は、正保3年(1646)の府中の大火により焼失した後、徳川家康の命により寛文7年(1667)に再建したものである。</p>		
名称	熊野神社(本殿・拝殿、古墳)	所在地	西府町二丁目9番
(資源概要)	<p>甲州街道沿いに鎮座し、創建は、江戸時代初期と伝えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本殿は、18世紀中期の築造と考えられている。 ・拝殿は天保9年(1838)の築造と推定されている。 ・古墳は、7世紀中期から後半の上円下方墳である。 		
名称	東京農工大学農学部本館	所在地	幸町三丁目5番
(資源概要)	<p>・戦前に総長を務めた建築学科の内田祥三の設計指導により、昭和9年(1934)に東京帝国大学農学部実科本館・講堂として建てられた。</p> <p>・平成12年に国の登録有形文化財に登録されている。</p>		
名称	馬場大門のケヤキ並木	所在地	宮町一丁目、宮西町一丁目・二丁目、寿町一丁目、府中町一丁目
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・1062年に源頼義・義家親子が前九年の役の戦勝祈願御礼として、ケヤキの苗1000本を寄進したことが始まりとされる。その後、徳川家康が関ヶ原の合戦等の戦勝御礼として馬場を献上し、ケヤキの補植を行った。 ・現在も江戸時代初期のケヤキが残っており、ケヤキ約150本を中心に緑のトンネルをつくっている。 		
名称	武藏国府跡(国衙地区)	所在地	宮町二丁目5番
(資源概要)	<p>・奈良から平安時代にかけて武藏国府の政務の中心を担った役所群(国衙)<small>こくが</small>のあつた場所である。大型建物群の場所は、現在公開されている。</p>		
名称	武藏国府跡(御殿地地区)	所在地	本町一丁目14番
(資源概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査により、都から派遣された国司の館とみられる全国的にも貴重な遺構が発掘され、武藏国府跡の国史跡追加指定を受けた。 ・江戸時代初期に徳川家康が鷹狩りの際に逗留した府中御殿が置かれ、徳川將軍家の御殿地関係の遺構も発見されている。 		

府中市景観ガイドライン（歴史的建造物等編）

発行日／平成26年3月

編集・発行／都市整備部計画課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 (042) 364-4111(代表)、335-4412(計画課)

FAX (042) 335-0499

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

※本ガイドラインで使用している写真は一例であり、他の地区でも同様の工夫をしている場合があります。



府中市

府中市都市整備部計画課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
電話 (042) 335-4412 FAX (042) 335-0499
E-mail tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp